

岩手県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはちどり	花巻市大通り二丁目1番17号	令和8年1月1日
クイーン薬局 P h a r m a - L a b o	久慈市長内町第25地割9番地12	令和8年4月19日
あねたい外科・内科クリニック	奥州市水沢上姉体六丁目1番地10	令和8年5月1日
わだ小児科クリニック	滝沢市鶉飼御庭田65番地2	令和8年5月18日